

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 5月 7日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
次世代作物開発研究センター放射線育種場
場 長 森下 敏和

1 競争に付す事項

- (1) 件名及び数量 放射線育種場ガンマ線照射ほ場照射装置駆動部および線源収納容器搬出業務 一式
- (2) 仕様・規格等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期限 契約日から平成31年7月31日
- (4) 履行場所 茨城県常陸大宮市上村田2425
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
次世代作物開発研究センター放射線育種場

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第8条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 実施規則第9条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度農研機構の競争参加資格における資格の種類「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと）。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同資格を有する者とみなす。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記2(3)の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 業務連絡体制表を提出できること。
- (7) 特定許可使用者施設において、1個につき公称放射能10TB以上の密封ガンマ線を使用し放射線育種場ガンマ線照射ほ場（ガンマーフィールド）における照射装置駆動部及び線源収納容器と同等品、若しくは同等品以上について、過去10年以内に搬出若しくは搬入を実施した経験があり、それを証明できる書類（完了報告書等）を提出できる者。
- (8) 本業務における金額明細及び作業人員表を提出できること。
- (9) 農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することができること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒319-2293 茨城県常陸大宮市上村田2425
農研機構次世代作物開発研究センター企画管理部管理課常陸大宮管理チーム
電話0295-52-1178
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から平成30年5月22日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記3(1)の場所にて交付する。
- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限
平成30年5月25日（金）午後4時00分
- (4) 入札説明会の日時、場所及び方法 本件についての入札説明会は開催しないが、入札説明書の交付時に必要に応じ説明を行う。
- (5) 入札（開札）の日時及び場所及び方法
平成30年6月15日（金）午後1時30分
放射線育種場庁舎会議室に持参すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の方法

落札決定に当たって、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者の提出した入札書、求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した競争参加資格を満たすと判断される書類を提出した入札者であって、実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

国立研究開発法人が行う契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、国立研究開発法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、農研機構との関係に係る情報を農研機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 農研機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 農研機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 農研機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び農研機構における最終職名
- ② 農研機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している農研機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び農研機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び農研機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）